

## 岩手県農業経営高度化支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1 将来の農業生産を担う効率的安定的な農業を営む者又は営むと見込まれる者への農用地の利用集積を図るため、土地改良区、市町村又は農業協同組合（以下「土地改良区等」という。）が岩手県農業経営高度化支援事業（岩手県農業経営高度化支援事業実施要領（平成20年3月25日付け農建第505号農林水産部長通知。以下「高度化支援事業実施要領」という。）に定める事業をいう。）を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

### (定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 国の競争力強化実施要領 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号農林水産省農村振興局長、29生畜第1500号農林水産省生産局長通知）をいう。
- (2) 国の農山漁村実施要領 農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長、21農振第2454号農林水産省農村振興局長、21林整計第336号林野庁長官、21水港第2724号水産庁長官通知）をいう。
- (3) 国の復興再生基盤実施要領 農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2171号農林水産省農村振興局長、24生畜第2233号農林水産省生産局長通知）をいう。
- (4) 国の機構関連実施要領 農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2690号農林水産省農村振興局長通知）をいう。
- (5) 国の保全高度化実施要領 水利施設等保全高度化事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知）をいう。

### (補助金の交付の対象及び補助額)

第3 第1に規定する経費及びこれに対する補助額は、別表第1のとおりとする。

### (経費相互間の流用の禁止)

第4 別表第1の事業区分の欄に掲げる事業に係る経費は、事業区分相互間の流用をしてはならない。

### (補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更)

第5 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 地区相互間の補助金の額の流用

(2) 地区の新設、変更又は廃止

(申請の取下げ期日)

第6 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(立入検査等)

第6の2 広域振興局長(以下「局長」という。)は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者(市町村等を除く。)に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を補助金の交付により実施する場合において、当該補助金の交付に当たっては、局長が、予算の執行の適正を期するため、当該補助金の交付を受ける者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

3 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、局長が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

(事業の進捗の状況に係る報告)

第7 補助事業者は、補助金の交付の決定があった年度の各四半期(第4四半期を除く。)の末日現在における補助事業の進捗状況を当該四半期の最終月の翌月10日までに、岩手県農業経営高度化支援事業進捗状況報告書(様式第12号)により、局長に報告しなければならない。

(前金払)

第8 補助事業者は、補助金の前金払を請求しようとするときは、岩手県農業経営高度化支援事業補助金前金払請求書(様式第13号)を局長に提出しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第9 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、平成 20 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 6 月 25 日から施行し、平成 20 年度事業から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 7 月 1 日から施行し、平成 23 年度事業から適用する。
- 2 岩手県農地集積加速化促進事業補助金交付要綱（平成 21 年 3 月 27 日付け農建第 549 号農林水産部長通知。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 3 旧要綱に基づき実施した平成 23 年度分の岩手県農地集積加速化促進事業については、この要綱による改正後の岩手県農業経営高度化支援事業補助金交付要綱に基づき実施した岩手県農業経営高度化支援事業とみなす。
- 4 岩手県農山漁村地域整備交付金交付要領（平成 22 年 6 月 30 日付け農建第 171 号、畜第 404 号、森保第 514 号、漁港第 122 号、下水第 106 号農林水産部長、県土整備部長通知）に基づき実施した平成 23 年度分の別表第 1 の国実施要綱別紙 1 の 1 (1)ア(ア)の事業（経営体育成基盤整備事業）については、この要綱による改正後の岩手県農業経営高度化支援事業補助金交付要綱に基づき実施した岩手県農業経営高度化支援事業とみなす。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 7 月 1 日から施行し、平成 26 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 20 日から施行し、平成 30 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 16 日から施行し、令和元年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行し、令和 3 年度事業から適用する。